

# 付属資料1 進出企業等と市町村の連携支援

## 未来を見据えた産業基盤を創出するための取組

県は、①地域経済の活性化、②周辺環境への配慮、③地域コミュニティとの共生のバランスが取れた産業基盤づくりに、事業者・企業・住民とともに取り組む市町村を支援します。

### <産業基盤づくり推進の視点>

『埼玉版スーパー・シティプロジェクト』の3要素の反映に努める

スーパー・シティの3要素＝コンパクト、スマート、レジリエント

コンパクト：必要な機能が集積しゆとりある“魅力的な拠点”を構築

スマート：新たな技術の活用などによる“先進的な共助”を実現

レジリエント：誰もが安心して暮らし続けられる“持続可能な地域”を形成

※3つの要素を踏まえたまちづくりと一体的に行う場合は、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」としても支援

### <取組事例>

- ◆地域交流拠点の整備や企業敷地内緑地等の地域開放(コンパクト)
- ◆企業バスとコミュニティバスの連携、自動運転技術の活用(コンパクト、スマート)
- ◆地元農産物を活用した地産地消を推進する社員食堂(コンパクト、レジリエント)
- ◆MaaS、ドローン、パワーアシスト等の新技術、デジタル技術の導入等(スマート)
- ◆コージェネレーションシステムの設置、電力や熱の融通(スマート、レジリエント)
- ◆災害時の避難場所や物資、建設資機材の提供に関する連携協定(レジリエント)

### <県から市町村や事業者・進出企業等へ要請>

#### 要請1 「共同宣言書の調印」

事業者、進出企業等と市町村が連携して地域課題の解決に取り組むことを宣言

#### 要請2 「埼玉県SDGsプラットフォームへの入会」、「埼玉県SDGsパートナーへの登録」を事業者、進出企業等に要請

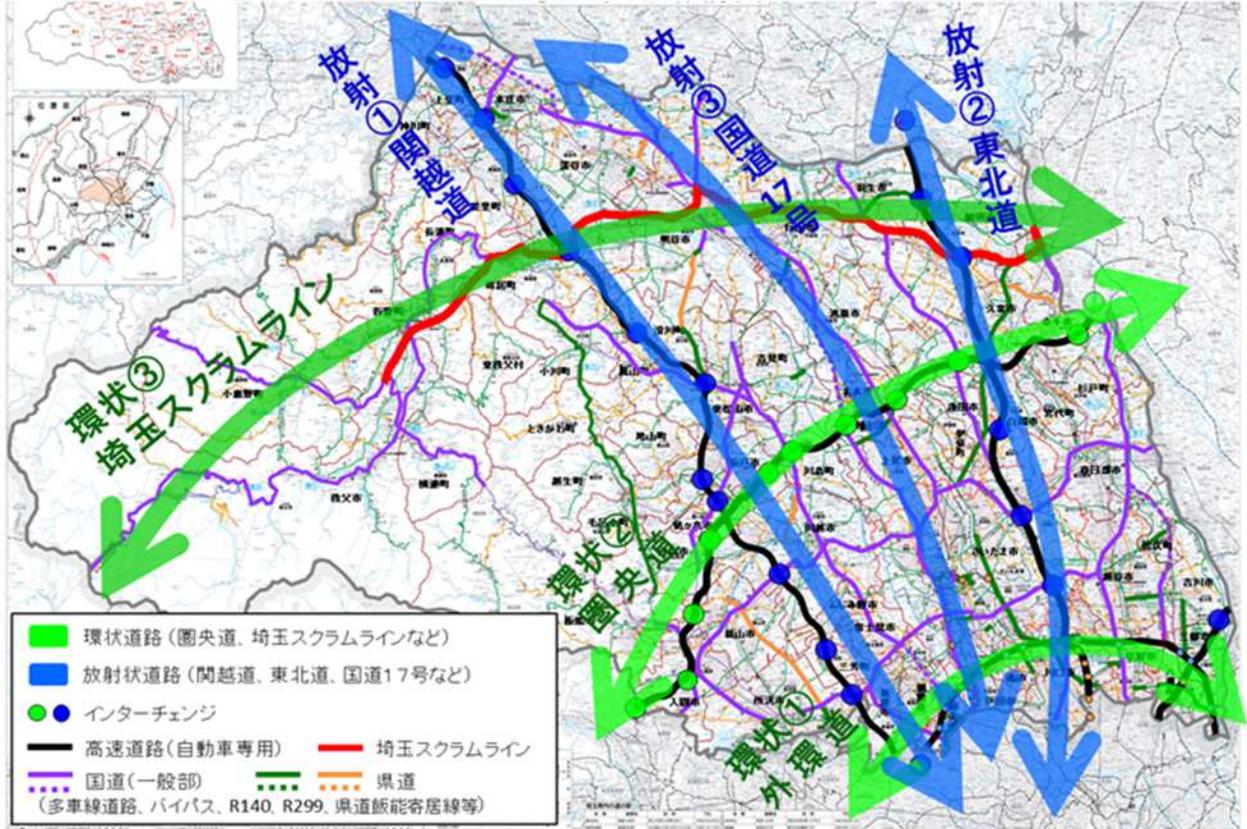
<質が高く持続可能な「未来を見据えた産業基盤」の創出スキーム>



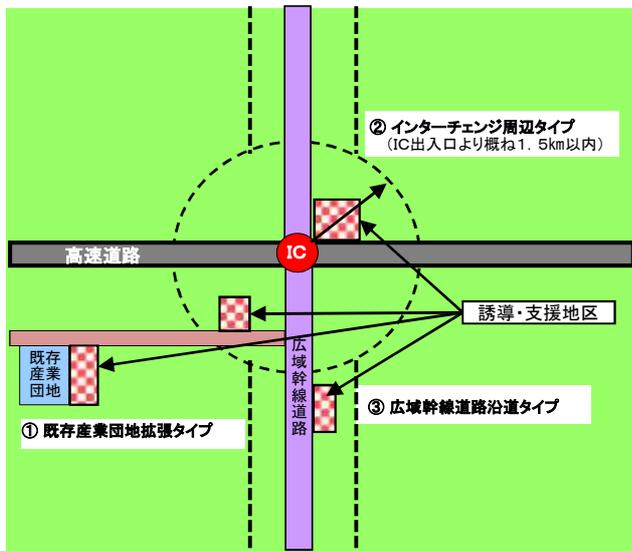
# 付属資料2 新たな産業地の誘導について

## 新たな産業地誘導の考え方 <充実する道路網イメージ>

- 当方針において産業基盤づくりを検討する地域
- ① 高速自動車国道や自動車専用道路のインターチェンジから概ね5kmの範囲
  - ② ①以外の一般国道及び車両の通行に支障がない県道等から概ね3kmの範囲



産業誘導地区の対象エリアイメージ図



対象エリア条件

	工場・研究施設	流通業務施設
① 既存産業団地 拡張タイプ	既存産業団地に隣接する区域	
② インターチェンジ 周辺タイプ	IC 出入口より概ね1.5km以内	
③ 広域幹線道路 沿道タイプ	幅員12m以上の道路の沿道 ※地域の实情に応じて車両の通行や歩行者の安全確保上支障のない場合は幅員9m以上	4車線以上の幹線道路の沿道、又はその道路からの距離が概ね500m以内でかつ幅員12m以上の道路に接している区域

○面積要件  
 開発区域の面積が概ね5ha以上(※北部地域、秩父地域については概ね2ha以上) 【※区域は前方針と同様】

## 付属資料3 周辺環境との調和イメージ



- 地区の外周内側に高木植栽空間を配置します。
- 地区計画等により緑地空間を担保するとともに建築物の緑化率の最低限度を定める条例を制定するよう努めます。
- 既存の樹林地を含む場合は、地域の環境を保全するために必要な樹木の保存及び表土の保全に努めます。

## 付属資料4 景観法などによる周辺環境の保全

### 景観計画区域(特定課題対応区域) 県条例(届出勧告)

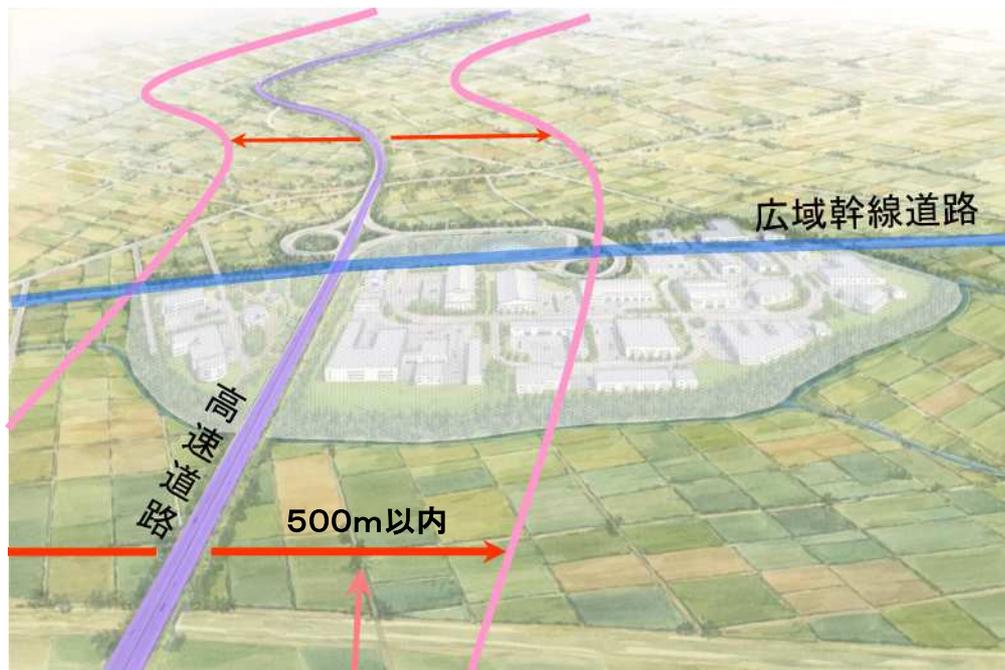
高速道路が存する市町(圏央道については鶴ヶ島JCT以東に限る)及び産業誘導地区等が存する市町の用途地域が定められていない区域

(対象行為)

建築物(一戸建て住宅を除く)、  
煙突等、物件の堆積(廃棄物、再生資源、資材等)

(誘導内容)

建築物等: 外壁の色彩等  
物件の堆積: 堆積物の高さ、遮蔽(色彩誘導)



### 屋外広告物禁止地域

方法: 県条例

対象: ①高速道路(指定済) ②広域幹線道路(一部指定済)

- ①高速道路: 500m以内  
(高速道路の路面高以下の空間は除く)
- ②広域幹線道路: 50m以内  
(知事が指定する範囲)

## 付属資料5 乱開発の抑止に関する取組

インターチェンジや主要幹線道路の整備に伴う  
開発ポテンシャルの高まり

乱開発の懸念

県民の貴重な財産である緑豊かで美しい田園環境を  
次世代に引き継ぐため、乱開発抑止の取組を実施

### 乱開発抑止の具体的な取組内容

1. 乱開発抑止基本方針の策定(市町村)
  - ・ 重点抑止エリアを設定(高速道路IC等)
  - ・ 啓発活動、監視活動(一斉パトロール)を実施
2. 乱開発抑止のための連絡体制の整備(県及び市町村)
  - ・ 産業基盤づくり周辺地域乱開発抑止連絡会議の設置
  - ・ 啓発活動、監視活動に係る情報共有

#### ～産業基盤づくり周辺地域乱開発抑止連絡会議～

県関係各課：企画財政部土地水政策課、環境部産業廃棄物指導課、  
農林部農業政策課、都市整備部産業基盤対策幹、  
都市整備部都市計画課、企業局地域整備課

各市町：川越市、飯能市、加須市、狭山市、上尾市、草加市、  
入間市、桶川市、久喜市、北本市、三郷市、坂戸市、  
幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、  
嵐山町、川島町、宮代町、杉戸町、松伏町

# 付属資料6 産業誘導地区の選定・支援体制

## 産業基盤づくり構想

市町村（まちづくり担当課 企業誘致担当課）



※ 県地域振興センターで、必要に応じて市町村支援

**＜産業地スピードアップ調整窓口＞**  
**都市整備部 産業基盤対策幹**

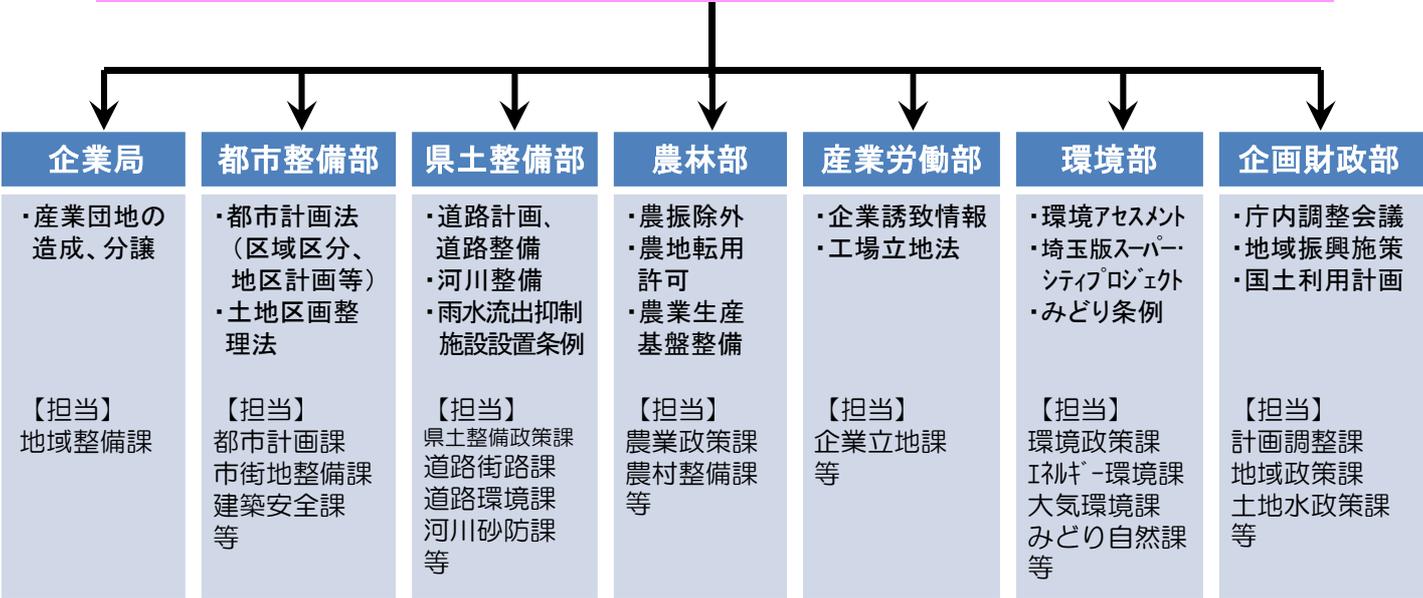
【部局横断的庁内会議】

STEP1 埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり推進チーム会議（関係課 主幹級）

STEP2 埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり推進本部会議（関係課 課長級）

段階的に上記会議に諮り「産業誘導地区」に選定

※ 県企業局による産業基盤づくりに向けた調査の実施地区は、埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり推進チーム会議において課題を整理する。



関東農政局  
関東地方整備局

## 付属資料7 北部地域・秩父地域への重点支援

### 重点支援1 「地域特性を生かした産業基盤づくり支援」

#### ○ 産業基盤対策幹による支援強化

～更なるスピードアップ～ 【パッケージ型支援】	産業基盤対策担当職員が市町村を訪問し、「有望候補地区掘り起し支援」「ファーストステップ支援」「オーダーメイド型支援」を一体的に行い更なるスピードアップを図ります。
～一步踏み込んだ支援～ 【計画具体化支援】	<b>【 県企業局開発希望地区へのフォローアップ 】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が県企業局開発を希望している地区について、事業化に向け、ともに課題整理を行います。</li> <li>・ 県企業局による事業化が見込めない地区については、民間開発による事業化の可能性などについて、市町村とともに検討します。</li> </ul>
	<b>【 土地区画整理立ち上げ支援等 】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの実績を踏まえ、業務代行者の活用方法など事業の立ち上げ手法を紹介しながら、市町村による取組を支援します。</li> <li>・ 市街化区域において工業系への土地利用転換の可能性を検討する市町村の取組を支援します。</li> </ul>

### 重点支援2 「企業誘致特別支援」

企業誘致活動	企業ニーズ情報の提供
	市町村との共同企業訪問
企業誘致PR	企業立地セミナーin大阪の開催
	産業用地の売込み
県・市町村企業誘致連絡会議幹事会	北部地域部会の開催
	研修会の開催

### 重点支援3 「企業誘致関連道路の整備促進総合支援」

人的支援	道路公社	道路設計等の受託(調査・測量・設計)
	土地開発公社	用地取得(先行取得、事務委託)、造成工事※ ※用地の先行取得に合わせて整備するものに限る
財政的支援	ふるさと創造貸付金	社会基盤整備を支援するための貸付け